

平成29年度 第7回農業委員会総会議事録

第7回農業委員会総会

1. 開催日時 平成29年9月11日(月) 午前10時00分

2. 閉会日時 平成29年9月11日(月) 午前11時20分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎会長	江藤 喜美雄副会長
1番 永沼 靖委員	2番 小林 廸郎委員
3番 甲斐 洋子委員	4番 行正 公俊委員
5番 豊澤 正雄委員	6番 安部 義人委員
7番 疋田 玲子委員	8番 小田弘二郎委員
9番 木原 一博委員	

出席推進委員

南部 入江 弘委員	北部 佃 一俊委員
-----------	-----------

5. 会議に出席した事務局員

事務局長 増田 浩司	係 長 遠坂 拓
係 員 重富 達洋	係 員 入江 正治

6. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員2名

4番 行正 公俊委員	6番 安部 義人委員
------------	------------

7. 議事内容

- (1) 会議録署名人の指名について
- (2) 農地法第4条申請について
- (3) その他

8. その他事項

- (1) 農地相談の報告について（8月21日実施分）
- (2) 農地パトロールの報告について（8月25日実施分）
- (3) 相続税の納税猶予について
- (4) 農業委員会だより編集会議について
- (5) 今後の予定について

第7回水巻町農業委員会総会

平成29年9月11日
(午前10時00分開会)

木寺会長 ; (挨拶)

議題第1、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の
会議録署名委員に、4番行正公俊委員、6番安部義人委員を指名します。

議案第2、農地法第4条申請について、を議題といたします。

それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地法第4条申請について説明>

それでは、地元の農業委員である小田弘二郎委員の説明をお願いしたいと思います。

小田委員 ; 今回は、私も疑問があるんだけど、昔、食糧不足であっちこちに畑を作
った時期があった、畑も山だったところに畑を作ったその土地で、今まで議
論してきた土地とは違うんです。

今回は、自分で畑ができなくなったから手放したい。法律上手放すことがで
きない。畑をやめて山に戻す。竹藪じゃなくて、人間が植えた木に戻す。そ
の姿だけなんです。ほかの所は竹藪なんです。木を植えても何年か先は竹藪
になるかもしれない。今回ののは、今まで議論したのと違うんじゃないかなと
いう気がして、認める、認めないじゃなくて、こういった土地があちこちに
あるんじゃないかなという前提で議論をお願いしたいと思います。今日行っ
たら完全な藪で、どこに畑があるかわかりません。そういう場所で今までの
と、ちょっと違うんじゃないかなと、こういうところで、いいも悪いもしょ
うがないんじゃないかという気がします。

木寺会長 ; 私も現地に行きまして、現地を見たら、4ページで、隣が山林となっています
が、もともとそこは山に近い状態ではなかったのかと推測できる状態です。
周りは畑の農地も水の関係は無いので、そういう状況で藪に覆われていると
いう状況になっています。

ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

入江弘委員 ; 私個人としては、畑からいろいろな記念樹を植えるという事で賛成という事
で、前回見た時から比べれば、改善された報告だと思えます。

木寺会長 ; ほかに意見のある方は、小林委員。

小林委員 ; これ申請されておるけれど、登記簿変更の対象になるから上がってきたのか
なと私は思うとるんやけど、そうですかね。

木寺会長 ; 事務局、その辺の事情はご存知であれば。

事務局 ; 登記の対象というか、今現在、現況畑という事で、登記自体は植林をされて
およそ3年か5年をめどに、ようやく登記の書き換えができるという形にな

ると伺っております。

地目を変更するためにこの手続きをしたかったのかというところまでは伺っていません。最初は、無償でこのままこの状態で探していच्छゃると、それはできないよという状況でございましたので、ご本人さんも八幡農林等にもご相談をされて、こういった方法があるという事で見つけられて、今回の4条の申請に至ったという事になります。正直、登記を変更することが目的なのかというところまでは事務局のほうでも測りかねる状況でございます。

江藤副会長 ; じゃあ、先程地元の委員さんがおっしゃたように申請のように植林をするのではなくて、このままの状態で継続されて竹藪になるのではなからうかと聞いたつもりなんです。となってくると、この申請された書類が、ちょっとおかしくなってくるのではないかと思います。事務局どうですか。

事務局 ; ご本人さんから聞き取りする状況というのしか私共のほうにはございませんので、ご本人さんはあくまでも伐採をして植林をされると、そのまま何もしないような状況になってしまいますと、転用の違反という事になってこようかと思っております。

木寺会長 ; 申請書の1ページ目に事業の操業期間とありますよね。許可日から永久年間で書いてあります。いつからと書いていないのと、ここで申請が通った場合に、水巻町の農業委員会から外れることは確かなんですか。

事務局 ; はい、そうなります。転用の申請が通った段階で、現況の植林の写真を送って、そこで転用完了となります。

木寺会長 ; はい。

江藤副会長 ; 今係長が言われることであるなら理解できるんですが、申請された書類と、地元の委員さんが言われることにギャップがあるものですから、我々具体的なことを知らない委員がどこを基準にして議論をすればいいのか、賛成なのか反対なのか手を挙げていいのか。こういう書類が出てきているのに、地元の委員さんは、ほったらかして竹藪になるんじゃないだろうかという話をされれば、ほかの委員さんはどう理解されるんですか。係長が言われたことが一番いいんでしょ。このとおりだから。役所としてはやむをえないと思えますよ。地元委員さんがそういう意見を出されれば、ほかの委員さんはどう判断すればいいのだろうかと。

事務局 ; 転用の申請をここで許可いただいた場合は、八幡農林に進達をして転用の状況をここに沿った内容の写真を添えて報告しなければいけないので、そのまま何もしないような状況であると、申請自体が嘘であるとなりますので、そのあたりを説明しておりますので、そういうことはないと考えております。

木寺会長 ; 本人が申請が通った後に、実際植えるのかというのはこの書類を信じるしかないからですね。

小田委員 ; 本人に聞いたら植えますというんですよ。これは本当だと思います。畑をや

めて木を植えますと、問題はその後なんですよ。僕が言いたいのは、結局これを認めてしまったら、今まで畑だったのを山林ですよ。山林になったら、売買できるのですか。そこの目的をしっかりと聞いておかないと、地目変更したら売買できるから、畑で登記されているものが山林に登記を変えたら売買できるようになるんですね。あちこちにあるみたいなので、将来を聞きたいんです。

江藤副会長；私が、発言した為にいろいろあるので、私の質問をまとめたいと思います。

申請書と地元のお話が違いますからどうなんですかとお尋ねしたんですけれど、係長が言われるように、基本的に役所は書類が基本になりますので、私はこの書類が正規なものとして受理されたんだという事でこれを履行していただけのもので考えたいと思います。地元の委員さんには申し訳ないんですけど、私がお話を聞いたことについては、こちらのほうを支持したいとそういうことで理解させていただきたいと、以上です。

入江弘委員；会長。

木寺会長；入江委員。

入江弘委員；事務局に聞きたい。ここ現地に行きましたか。どうでしたか。

事務局；現地に行ったときは、山になっているので藪をかき分けるような状況で登っていきますと、若干開けた土地が、ここに書かれているような形で果樹が複数、木が若干乱立しているところに、一部、三分の一程度畑を作られているような状況が、私が伺った時の現況になります。

入江委員；この土地は元々ただあげると言った土地なんですよ。私、7月に行ってきました。そうすると一歩踏み込んだ途端にゴミが軽トラ1杯分か2杯分があって、ポリバケツに水が貯めたのがあって周りは藪で道もなく、たぶんその土地だと思いますが。言われてみたら3分の1程度の畑らしきものが向こうの方にあったけど、地元の委員さんが言われるように将来的に藪みたいになってくると思うんですよ。ただこれをわざわざきちっと出されて農業委員会がOKすれば、その後のチェックというのは農業委員会にはないので、仕方ないけど私もこの書類を信じて許可してあげるしかないと思います。以上です。

木寺会長；豊澤委員。

豊澤委員；この土地については私も農地相談の時から会って話を聞いています。先祖代々の土地であるということ、戦後の食糧難の時にここで食料を作ってきたが自分も作れなくなってきた、思い入れのある土地なので元に戻したいという形だろうと思うんですよ。ですから、この申請はその通りに受けて許可していいんじゃないかと思います。以上です。

木寺会長；他に意見がありましたら。

入江委員；今写真を見たら、私が7月に見た時と同じようにゴミがあるんですよ。許

可する以上はゴミを片付けていただいて伐採してそれから植樹をしていただく。そこの所をきっちりしていただければ許可していいと思います。

木寺会長 ; ゴミの問題とかは事務局からも言えるんですか。

事務局 ; はい。申し伝えることはできます。

木寺会長 ; ゴミの件は事務局のほうから伝えてください。他に意見はありませんか。

小田委員 ; ひとつだけいいですか。今、入江さんが言われたようにゴミは当然ながら植林をするならただ植えるのではなく手入れをするようお願いしたいです。

木寺会長 ; 10 ページに詳しく書いていますね。これがきちんと実行されているか確認するということですね。書類について不備はないですね。

入江委員 ; この書類、あまりにも出来過ぎていてるんですよ。小田委員が言われるように全く書類だけであとは何もしない。畑から山林に変えたからあとは何もしなくていいんですとか言うかもしれないよね。許可するなら事務局、ゴミを何月何日までに片づけて、植林は何月何日までにするのか期日を決めたら委員さんも地元におられますから確認できるよね。だから、この 2 つを伝えてください。これは条件です。今の現状ではゴミ山です。

木寺会長 ; 条件付きで許可とかできるんですか。

事務局 ; 今のご意見ですが、4 条申請の進達をする場合、条件付きで進達することになると思いますが、この件に関しましては今までもご本人さんと話をしております。先日の会長、副会長と事前打ち合わせの時も問題としてあるんじゃないかと話ができて後はご本人さんに来ていただいて確認しております。時期的なものはまたきちんとご本様に確認していきたいと思います。

木寺会長 ; 入江委員、よろしいですか。

入江委員 ; はい、いいです。

江藤副会長 ; 事務局、ちょっとお尋ねですが、誓約書の 3 番農地転用に伴う地目変更の際は、農業委員会の発行する現況証明に基づいて、地目変更手続きを行います。とあるじゃないですか通常の農地、例えば 5 条とか 3 条の分については許可書が下りてくればそれで協議できますよね。今回の場合は 3 年、もしくは 5 年経たないと地目変更できないということで聞いているんですが、その時に農業委員会のほうが現況証明を発行することになるんですかね。それに基づいて地目変更になるんですか。

事務局 ; 登記簿変更の際は許可書等必要書類をもってされるというのが通常の流れになるんですが、今回は植林ということで実際に植林になるというのが植林をした時点ではわからないので、3 年から 5 年の期間をもって植林と認めるというふうになっています。そこで時間が経過しているので許可書の方が有効と見られるかどうか、通常あまりにも時間が経過していたら現況証明を取り直してくれと法務局のほうから指導が入ると聞いております。今回植林ということで時間を要するということで現況証明が必要となってくる可能性が非

常に高いのかなと思います。

江藤副会長；となると、3年もしくは5年の間にちゃんと管理をやっていて、樹木が完全について植林として成功してますということを法務局が確認して初めてそこで畑から山林に変更ができるということですね。確認はそこでとれるわけですね。現況を確認するわけだから法務局で確認がとれるわけですね。

木寺会長；農地転用してそのままではなくて、そのあとも誰か確認をするということですね。

事務局；法務局のほうに来ます。

木寺会長；わかりました。

江藤副会長；成功してなかったら畑のまま残るわけね。5年間でやっていて、県の方が進達しました。地目を変更することについては構いませんよと出たとします。そして3年もしくは5年経って実際は成功してなかったよとなれば畑はそのまま残るわけね。

事務局；その可能性は高いですね。

江藤副会長；ということは、ここで議論して色々条件つけるよりも登記をするときに公の機関が確認するわけですから、ここで賛成しておけば確認行為というのは3年先にできるわけですから私はいんじゃないかなと思います。しかも豊澤委員がおっしゃったように昔からかわいがっていた土地ですから自分も一生懸命働いて植栽してからきれいなところを残そうという気持ちがあればできるんじゃないかと私は思います。

木寺会長；どうやったら法務局がここに見に来るのですか。

事務局；ご本人さんが法務局に地目変更をする際に、そういう登記の確認行為というのが行われますので、協議会のほうから引き継ぎ行為というのはございません。

木寺会長；申請が下りた後に本人が行くんですね。

事務局；本人が地目変更の申請をされる、もしくは代理人の方がされるということなかたちです。

江藤副会長；今回の場合は、整合をとらないといけないから3年から5年の期間が必要ですよという考え方です。その時に農業委員会の許可書という考え方です。

木寺会長；私が一番恐れているのが、本人が法務局へ持って行くかどうかです。ここで申請書に不備がないので私は賛成です。もし申請通った後に、そこはどうなっているのかと地元の委員さんなり、事務局なり、私なりが見たほうがいいかなと思います。皆さんはいかがでしょうか。

入江弘委員；過去に農業委員で審査して可決して、それ以後について、農業委員会で通した以上、条件付けて会長がクヌギをいつまでに植栽するのか、いつまでに伐採するのかそれ位のチェックしかできないんです。3年先5年先に、許可したけれど、今行ったら藪のようになっていると言うかもしれない。そうしたら、

どうして許可したんねて言われるんですよ。それは無いんですよ。許可したら、許可して OK なんです。ただその時に条件を付けて言われる。その条件が 5 年 10 年まで生きることはないと思う。事務局そのところはどうか。

事務局 ; 今のご意見なんですけれども、農業委員会で転用許可後、転用どおりか確認していきますし、今回の案件は特殊になりますので転用後の部分に関しましてもきちんと確認していきたくて考えております。

木寺会長 ; よろしいですか。事務局も転用後確認するという事で意見出ましたので、よければ採決を取りたいのですがよろしいですか。
質疑を終わります。

ただいまから、採決を行います。

農地法第 4 条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成多数と認めます。よって議案第 2、農地法第 4 条申請は許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

続きまして、議題 3 その他について議題といたします。

農地相談の報告について、担当農業委員である永沼委員の説明を求めます。

永沼委員 ; 8 月 21 日水巻町ソラマメ研究会会長、相談役、アドバイザー、事務局が入られました。そこで言われるのに、北部のほうは交通の便で無理だろうという事で、南部のほうに駅が近いし南部のほうでしてほしいと。〇〇さんの近くに農機具とか移動しやすいので南部がいいと、事務局、補足することがあったらよろしく言ってください。

木寺会長 ; 私も言っていていいですか。その場にいたんですけれども、永沼委員の話もありましたが、ソラマメ研究会自体が相談に来られているのが、2 反の土地がないだろうか、結局それが農地相談の結論だったのですが、そのあと、家の事情とか話があって、農業委員会の時に各地区の農業委員さんに聞いてあれば話をすると結論づけていますので、地区で 2 反あるようなら、あと駐車スペースが作るようなところにいるようなんですよ。遠方から来るからだと思うんです。あと駅に近いところという条件です。心当たりがありましたら教えてください。

事務局ほかに補足することありますか。

事務局 ; 駅の近くに借りたいというご相談がっておりますので、該当するような土地がありましたら、事務局までご連絡してください。

木寺会長 ; ほかにありましたら、事務局のほうに連絡をお願いします。

よろしいですかこの件については。

それでは、農地パトロールの報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 ; <農地パトロールの報告>

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。なければ次にいききたいと思います。

相続税の納税猶予について、事務局の説明を求めます。

事務局 ; << 相続税の納税猶予について説明 >>

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

入江弘委員 ; 納税猶予は以前 20 年、今はないの。この納税猶予というのはどういう内容ですか。

江藤副会長 ; この方が、死ぬまでです。子供が継がなかったらすごい相続税がかかってきます。子供の子(孫)が継ぐならいいけれど、継がなかったらすごい税金がかかってきます。

木寺会長 ; 法改正があったのですか。

事務局 ; 私も 20 年ルールというのが無くなっているというのは聞いているんですけど、確認してから報告させていただきます。

木寺会長 ; 相続税の納税猶予については来月事務局から報告してもらいます。農業委員会だより編集会議について、事務局の説明を求めます。

事務局 ; 前回に引き続き、この後編集会議を開催したいと思いますので、担当委員の方は、201 会議室までお集まりください。よろしくをお願いします。

木寺会長 ; 続きまして、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 ; << 利用権の設定について説明 >>

木寺会長 ; この件についてご意見がある場合は挙手をお願いします。よろしいですか。農業委員活動セットについて、事務局の説明を求めます。

事務局 ; << 農業委員活動セットについて説明 >>

木寺会長 ; 極力、県の研修の時は付けるようにしましょう。

委員会はできるだけ付けるようにしましょう。

ほかに意見がありましたら、挙手をお願いします。

無いようなので、今後の予定を事務局お願いします。

事務局 ; << 今後の予定 >>

木寺会長 ; 何か質問はございませんか。

<< 農道について議論 >>

木寺会長 ; 他に何かありましたら挙手をお願いします。以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これを持ちまして、平成 29 年度第 7 回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前 11 時 20 分閉会)